

青森県報

第二千五百四十二号

平成十七年
十月十七日
(月曜日)

目 次

規 則

告 示

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……………	(水産振興課) …… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高年齢福祉保険課) …… 二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) …… 二
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) …… 三
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) …… 三
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) …… 三
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力開発課) …… 四
保安林の指定解除予定……………	(林政課) …… 四
肥料の検査結果の概要の公表……………	(食の安全・安心推進課) …… 四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(港湾空港課) …… 五

規 則

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十七号

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県内水面漁業調整規則(昭和四十八年八月青森県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中「三戸郡南郷村」を「八戸市南郷区」に、「下北郡川内町大字川内字高野山」を「むつ市川内町高野山」に、「中里町」を「中泊町」に、「岩崎村」を「深浦町」に改める。

第三十条の表中「下北郡川内町大字川内字中畑」を「むつ市川内町中畑」に、「下北郡川内町大字川内字板子塚」を「むつ市川内町板子塚」に、「下北郡川内町大字川内字平中」を「むつ市川内町平中」に、「下北郡川内町大字川内字銀杏平」を「むつ市川内町銀杏平」に、「下北郡川内町大字川内字八木沢」を「むつ市川内町八木沢」に、「下北郡川内町大字川内字館山下」を「むつ市川内町館山下」に、「下北郡川内町八木沢」を「むつ市八木沢」に、「下北郡大畑町字赤滝山国有林八十八林班」を「むつ市大畑町赤滝山国有林千八十八林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百二十二林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千二百二十二林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山

建設業者の許可の取消し……………	(八戸県土整備事務所) …… 五
右 同……………	(同) …… 六
右 同……………	(五所川原県土整備事務所) …… 六
労働委員会……………	(事務局) …… 六
あつせん員候補者の氏名等……………	(事務局) …… 六

国有林百三林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百三林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百七林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百七林班」に、「下北郡大畑町字赤滝山国有林八十九林班」を「むつ市大畑町赤滝山国有林千八十九林班」に、「下北郡大畑町字赤滝山国有林九十五林班」を「むつ市大畑町赤滝山国有林千九十五林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十九林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百十九林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百二十一林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千二十一林班」に、「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百十六林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十七林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千十七林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十一林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百十一林班」に、「下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十三林班」を「むつ市大畑町鍋滝山国有林千百十三林班」に改める。

別表第一中「**燻罏**」を「**燻罏**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名又は 主たる事務 又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所	所在地	廃止 年月日
-------------------------------	-------------	---------------	--------------------	-----	-----------

社会福祉法人 上北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上野一九一 の一	訪問介護	社会福祉法人 上北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上野一九一 の一	平成 二七・九二
社会福祉法人 上北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上野一九一 の一	訪問入浴 介護	社会福祉法人 上北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上野一九一 の一	"
社会福祉法人 東北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上笹橋四五 の二〇	訪問介護	社会福祉法人 東北町社会福 祉協議会	上北郡東北町 字上笹橋四五 の二〇	"

青森県告示第七百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所 在 地	廃止 年月日
社会福祉法人上 北町社会福祉協 議会	上北郡東北町字 上野一九一の 一	社会福祉法人上 北町社会福祉協 議会	上北郡東北町字 上野一九一の 一	平成 二七・九二
社会福祉法人東 北町社会福祉協 議会	上北郡東北町字 上笹橋四五の一	社会福祉法人東 北町社会福祉協 議会	上北郡東北町字 上笹橋四五の一	"

青森県告示第七百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業者		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成 一七・九・二九
社会福祉法人上北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上野一九一の一	社会福祉法人上北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上野一九一の一	"
居宅介護等事業		居宅介護等事業		

青森県告示第七百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業者		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成 一七・九・三〇
株式会社十五番タクシー	弘前市大字宮二川一丁目一の二	ケアサポート十五番	弘前市大字宮二川一丁目一の二	一七・一〇・一
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一	在宅介護支援センター白神荘	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	"
有限会社セイブ	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二	有限会社セイブ	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二	"
居宅介護等事業		居宅介護等事業		

青森県告示第七百九十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅生活支援事業を行う事業者		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成 一七・九・二九
居宅介護等事業		居宅介護等事業		

青森県告示第七百九十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅生活支援事業を行う事業者		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成 一七・九・三〇
社会福祉法人名川町社会福祉協議会	三戸郡名川町大字平字広場二八の一	名川町社会福祉協議会居宅介護事業所	三戸郡名川町大字平字広場二八の一	一七・一〇・一
居宅介護等事業		居宅介護等事業		

株式会社十五番タクシー	弘前市大字宮一丁目一の二	居宅介護等事業	ケアサポート十五番	弘前市大字宮一丁目一の二	"
有限会社セーフティサービース	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	居宅介護等事業	有限会社セーフティサービース	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	"

青森県告示第七百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社十五番タクシー	弘前市大字宮一丁目一の二	居宅介護等事業	居宅介護等事業	有限会社セーフティサービース	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	"

青森県告示第七百九十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練を受けた者	一般事務科	三月	一〇人

青森県告示第七百九十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
十和田市大字三本木字佐井幅二七五の一から二七五の二二まで、二七五の二四、二七五の二五、二七九の一から二七九の一〇まで、二八〇の七から二八〇の一九まで、二八〇の二八
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

公 告

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	検査の結果の概要	
				保証票調査	分析検査
第二八〇号	太平物産株式会社 青森市大字新田字扇田二六の五	魚かす粉末	七・〇魚かす粉末	指摘事項なし	窒素全量及びりん酸全量
第三四一号	丸光水産株式会社 八戸市諏訪二丁目二六の一六	魚かす粉末	純有機7号	指摘事項なし	窒素全量及びりん酸全量

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量
- 二 粒状凍結防止剤供給単価契約一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森空港管理事務所
- 五 青森市大字大谷小谷一の一五
- 六 契約の方法
- 七 一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年九月八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社サンネクト

東京都港区芝三丁目一五の一五

六 契約金額

一トン 十三万九千八百八十二円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十七年八月五日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 辻本建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 辻本 文恵
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目三八の二〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第七五四号
 - 五 取消年月日 平成十七年十月四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 宮川工業株式会社

二 代表者の氏名 宮川 満昭

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字南古館一の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一四七〇九号

五 取消年月日 平成十七年十月四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 丸伸組

二 氏名 長内 伸行

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田三二二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五七二七号

五 取消年月日 平成十七年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十七年十月十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	青森県労働委員会委員 学青森山田学園青森山田中学校事務長
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
栗本 章吉	青森県労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部副委員長
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青森県支部執行委員長
一戸富美雄	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長

上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 ㈱ほくとう監査役
笹森 悦朗	青森県労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちのく㈱監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 ㈱青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子㈱代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 ㈱青森県経営者協会専務理事
山谷 清人	青森県労働委員会事務局長
齊藤 喜丈	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭